

**強誘電体会議 最優秀発表賞・優秀発表賞
および学生最優秀発表賞・学生優秀発表賞規定**

(趣旨)

本規定は、強誘電体会議（以下、FMA）の運営委員会が若手登壇者および学生登壇者に対して行う表彰に関して定めたものである。本表彰は、誘電体の基礎および応用の発展に貢献しうる優秀な講演論文を FMA で発表した若手登壇者および学生登壇者に対し「FMA 最優秀発表賞（以下、最優秀発表賞）」・「FMA 優秀発表賞（以下、優秀発表賞）」および「FMA 学生最優秀発表賞（以下、学生最優秀発表賞）」・「FMA 学生優秀発表賞（以下、学生優秀発表賞）」を授与し、その功績を称えることを目的とする。本規定に則って、選考委員会は審査員の採点結果（以下、素点）をもとに審査対象者を選考し、運営委員会の承認を経て、受賞者を決定する。

第1条（名称、賞状と副賞の授与）

本賞は、最優秀発表賞・優秀発表賞および学生最優秀発表賞・学生優秀発表賞と称し、受賞者に賞状と副賞を授与する。

第2条（最優秀発表賞の授与人数）

原則として、1名に最優秀発表賞を、1名に学生最優秀発表賞を授与する。

第3条（優秀発表賞の授与および授与人数）

選考の結果、最優秀発表賞受賞者には劣るものの、特に優れていると選考委員会で認められた場合には、若干名に優秀発表賞を授与する。学生優秀発表賞もこれに準ずる。

第4条（審査対象者）

本賞の審査対象者は、以下の5つ（学生は6つ）の条件をすべて満たす者とする。

- ・ FMA を開催する年の4月1日時点で満42歳以下の者であること。
- ・ 講演申込み時において、演題の筆頭著者あるいは責任著者であり、かつ本賞に応募した者であること。ただし、学生は（最）優秀発表賞または学生（最）優秀発表賞のいずれか一方にのみ応募できるものとする。
- ・ 応募登録された筆頭著者あるいは責任著者で、かつ実際に登壇した者であること。
- ・ 締切日までに JJAP 特集号に論文投稿し、当該論文が受理かつ査読された投稿者であること。
- ・ 最優秀発表賞を受賞していない者であること。ただし、学生最優秀発表賞を受賞した者は、（最）優秀発表賞への応募は可能とする。
- ・ 応募登録者が学生である場合には、学生最優秀発表賞および学生優秀発表賞の対象とする。ただし、社会人学生は学生（最）優秀発表賞の審査対象から除外する。

第5条（選考委員会の設置、人数および任期）

本賞の選考は、運営委員会が設置した選考委員会が行う。選考委員会は、委員長と委員から構成される。委員長は1名とする。委員は3名以上、4名以内とする。委員長の任期は1年とする。なお、運営委員会からの要請があった場合に限り、委員長の任期を1年延長し、最長2年とすることができる。委員の任期は3年とする。なお、運営委員会からの要請があった場合に限り、委員の任期を1年延長し、最長4年とすることができる。選考委員会に4年を超えて在籍できない。

第6条（選考委員長および選考委員の選出）

運営委員会が、委員長および委員を選出する。選考委員会は優秀発表賞選考委員会と学生優秀発表賞選考委員会を兼ねる。

第7条（選考基準および素点）

発表された研究内容、予想される登壇者の貢献度、プレゼンテーション、および質疑応答を総合して採点された点数を素点とする。

第8条（審査員の選出および要件、1登壇者あたりの審査員の人数、共著者の審査不可）

選考委員会が審査員を選出する。審査対象者は、審査員から除外する。共著者は、連名となっている講演論文の登壇者の審査はできない。原則として、1登壇者を5名以上の審査員が採点する。

第9条（換算点）

審査員間の素点のばらつきによる不公正を是正するために、1審査員の全ての素点の平均を厳密に3点に変換した点数を換算点とし、この換算点を用いて受賞者を選考する。なお、素点に所定の係数を掛けた点数を換算点とする。

第10条（最終スコア）

最高の換算点と最低の換算点を除き、残った換算点の平均を、最終スコアとする。

第11条（受賞者の選考）

選考委員会は、審査対象者全員が第4条に記載された審査対象者であることを確認した後に第9、10条に記載の集計作業を行い、最終スコアの点数により受賞者を選考する。

第12条（審査員の素点、換算点、最終スコアの開示）

選考委員会は、審査対象者の氏名および審査員の氏名を伏せて、素点、換算点、最終スコア、および受賞人数（案）の情報（以下、選考結果）が記された書面または電子ファイルを運営委員会に提出する。

第13条（運営委員会による異議申し立て）

規定第12条により提出された選考結果に対して、運営委員会は異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合には、選考委員会は選考結果を再考し、運営委員会に再提出する。

第14条（選考結果の決定）

規定第12条または規定第13条により提出された選考結果は、運営委員会の承認を経て、決定される。

第15条（受賞者の確定、受賞者氏名の公開、表彰式）

規定第14条による選考結果の決定により、本賞の受賞者が確定する。運営委員会は、受賞確定について遅滞なく受賞者に連絡するとともに、FMAのウェブサイトにて公開する。また、運営委員会は、翌年のFMAにおいて表彰式を執り行う。

第16条（受賞年月日）

規定第15条により受賞者が確定した日を、受賞年月日とする。

付則

この規定は平成 25 年 9 月 12 日の運営委員会にて決定。

この規定は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 27 年 5 月 20 日の運営委員会にて修正を決定。

この規定は令和 4 年 12 月 21 日の運営委員会にて修正を決定。